

高齢者の自立や介護予防を目的として、市民活動団体などが行う介護予防活動（サロンや居場所活動など）に補助金を交付します。



地域介護予防活動に補助金を交付します

- 対象** 市民活動団体など（5人以上のグループ）
- 対象期間** 4月12日～平成29年3月31日（申請は随時受付）
- 補助額** 地域介護予防活動事業（サロンや居場所活動、視察研修など）に要する経費のうち、他に受けている補助金などを引いた額の2分の1以内（上限3万円）
- 対象経費** 報償費（謝礼を含む）、需用費（消耗品の購入に要する経費および印刷、または製本に要する経費に限る）、役務費（通信、または運搬に要する経費および保険料に限る）、委託料、使用料、バス賃借料など

●市役所保健福祉・こども・子育て相談センター
☎0558(76)8008

大仁市民会館利用中止と 新生涯学習施設開所のお知らせ

昭和49年の開館から市民の皆さんに多くご利用いただいた「大仁市民会館」は、老朽化が著しく、また、耐震診断の結果、耐震基準を満たさないと判定されました。市として代替施設について検討したところ、静岡県から旧大仁高校の第1校舎・第2校舎などを無償で借り受けることとなりました（新体育館・グラウンドは含みません）。現在、旧大仁高校を新生涯学習施設および児童館施設として、平成29年4月に開所するための準備を進めています。



大仁市民会館の机、椅子などを新生涯学習施設で再使用するため、同会館は平成29年3月10日（調理室においては2月末）をもって利用中止とする予定です。長年のご利用に感謝するとともに、利用者の皆さんにはしばらくご不便をおかけしますが、ご理解、ご協力をお願いします。

●市役所生涯学習課
☎055(948)1461

伊豆の国市北江間財産区議会議員選挙

- 選挙の日程**
告示日 9月6日（火）
投票日 9月11日（日）
7時～18時
- 投票所** 大北公民館
- ※期日前投票は、9月7日（水）から10日（土）まで市役所伊豆長岡庁舎（災害対策室）で行います（時間は8時30分～20時）。
- ※立候補者が定数（9人）を超えない場合は無投票となります。
- 投票できる人** 引き続き5年以上北江間財産区の区域内（大字北江間）に住所を有し、伊豆の国市議会議員の選挙権を有する人
- 立候補できる人** 北江間財産区議会議員選挙の選挙権を有し、年齢が満25歳以上のとき／8月5日（金）14時～
- 立候補予定者説明会** ところ／市役所伊豆長岡庁舎 3階 第1会議室
- 伊豆の国市選挙管理委員会（市役所総務課内）
☎055(948)1411



あなたの看板、
大丈夫ですか？



- 案内図板の設置場所から事業所などの敷地までの道のりは10km以内
- 案内図板の高さは地上5m以下、表示面積は片面3㎡以内。ただし、表側と同じ形のものをぴったりくっつけて表示する場合に限り、裏側にも表示可能
- 動光（電光掲示）、点滅照明、ネオン照明、光源が露出したもの（案内広告を直接照らすものを除く）を使用できない
- 建物の屋上や壁面、塀には案内図板を設置できない
- 案内図板の相互間距離は、左右方向に0.5m以上、前後方向に5m以上

県条例の改正により、国道や県道とその周辺の特別規制地域に設置してある「案内看板」のうち、基準に合わないものは改修、または除去が必要になりました。その是正期間は3年間で、今年の9月30日までとなっています。市では、是正期間の満了により、許可を受けていない違反看板について、これから順次、除去の指導を実施していきます。

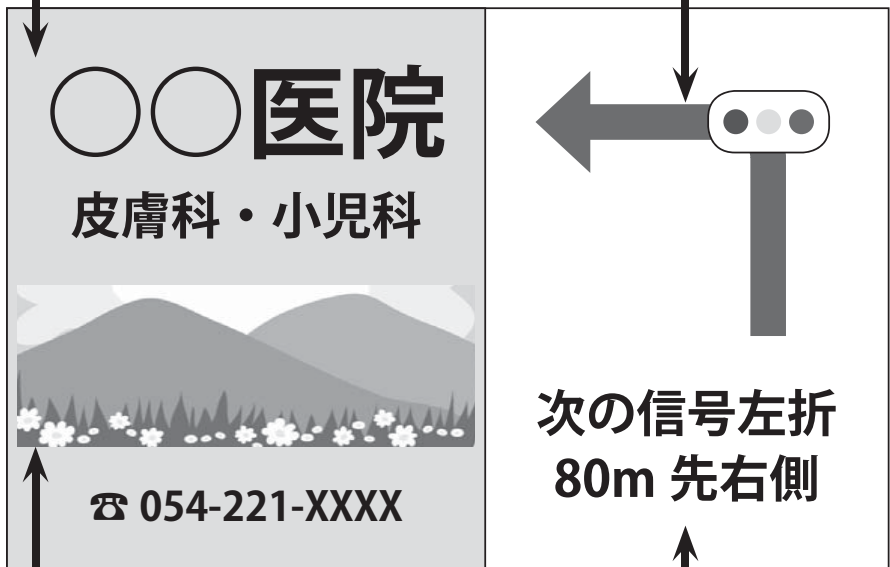
皆さんも、街の景色として景観を左右する看板など（屋外広告物）に目を向けて、伊豆の国市にふさわしい景観の創出にご協力ください。

※詳しくは都市計画課に問い合わせください。規制地域については市ホームページ（「屋外広告物規制パンフレット」で検索）でも確認できます。

●市役所都市計画課
☎055(948)2999

○特別規制地域では、これらの基準をすべて満たしていない案内看板が設置できなくなります。

- 地の色彩は、マンセル表色系で彩度8以下かつ明度3以上
- 事業所などに案内、誘導するための地図または矢印を必ず表示



- 写真、絵の面積は板面の表示面積の3分の1以下とし、文字、地図、矢印と重ねない
- 案内表示（事業所などの名称を除く）の面積は板面の表示面積の3分の1以上とし、この部分にはその他の文字、写真、絵を記載してはならない

児童扶養手当のお知らせ

父母の離婚などによる一人親家庭や、父または母に重度の障がいがある児童の健やかな成長および生活の安定と自立を支援する制度です。支給条件に該当する児童を監護している場合、その児童が18歳に達する年度末まで（児童に一定の障がいがある場合、20歳の誕生日まで）手当を受けられることができます。公的年金受給状況や所得制限などにより受給できない場合もありますので、詳細は問い合わせください。



8月は現況届の提出月です

対象者には書類を郵送します。忘れずに保健福祉・こども・子育て相談センター窓口（大仁庁舎）で手続きをしてください。

※伊豆長岡庁舎、葦山支所では手続きできません。

●受付期間 8月31日（水）まで
●市役所保健福祉・こども・子育て相談センター
☎0558(76)8008